

鯖江市地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県のふくい創生・人口減少対策戦略および鯖江市デジタル田園都市構想総合戦略に基づき、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県をいう。以下同じ。）の学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学または大学院（以下「大学等」といい、短期大学、高等専門学校、専修学校を含まない。以下同じ）を卒業・修了した学生の本市への移住および定住を伴う県内就職を促進するとともに、若者の人材確保および中小企業等の人手不足の解消に資するために、東京圏の大学等を卒業し、本市に移住する者に対し、地方就職学生支援事業における地方就職支援金（以下「地方就職支援金」という。）を交付することに関して、鯖江市補助金等交付規則（昭和56年鯖江市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本部 大学の全学の運営を行うところをいう。
- (2) 勤務地限定型社員 福井県外へ転勤がない正社員をいう。

(交付金額)

第3条 地方就職支援金の金額は、予算の範囲内において、次のとおり交付する。

- (1) 就職活動等にかかる経費（交通費）は、就職活動に要した交通費（以下、「補助対象経費」とする。）に2分の1を乗じて得た額とし、1万5千円を補助上限額とする。ただし、就職活動の相手企業から交通費の支給を受けている者は、補助対象経費から当該支給額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額とする。
- (2) 移住にかかる経費（移転費）は、移転に要した金額を交付する。ただし、10万8千円を補助上限額とする。

(交付回数)

第4条 地方就職支援金の交付は、交通費、移転費それぞれ1人1回とする。

(交付対象者)

第5条 申請時において、地方就職支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、連帯保証人を1名立てるとともに、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げる全ての要件に該当すること。

ア 大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法または小笠原諸島振興開発特別措置法の指定区域を含む市町村のうち政令指定都市を除く市町村および平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。）をいう。以下同じ。）以外の地域に所在するキャンパスに原則として4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

イ 大学等の卒業・修了年度において、東京圏の条件不利地域以外の地域に継続して居住していること。

ウ 移住先を福井県とすること。ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）については、福井県に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

エ 地方就職学生支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

オ 本市への転入日、または地方就職支援金の申請日、もしくは要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から継続して5年以上本市へ居住すること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に要件を満たす企業等に就職し、本市への転入日、または地方就職支援金の申請日もしくは要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

カ 鯖江市暴力団排除条例（平成23年鯖江市条例第10号。以下「暴力団条例」という。）に規定する暴力団および反社会的勢力に属する者または暴力団および反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

キ 日本人である、または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者もしくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ク その他福井県または本市が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件 次に掲げるアからエまでのいずれにも該当すること。

ア 勤務地が福井県に所在する企業等に、要件を満たす大学等を卒業・修了してから
1年以内に就職していること。

イ 就職先が、次に掲げるものでないこと。

(ア) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律12
2号）に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業者、接待業務受託営業者

(イ) 暴力団条例に規定する暴力団または反社会的勢力と関係を有する法人等

(ウ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を
除く。）

(エ) 交付対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務め
ている法人等。ただし、本市の基幹産業である農林水産業に就業する場合を除
く。

ウ 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づく就職であること。ただし、在
学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に
基づいて就業する見込みであること。

エ 福井県への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に就職活
動等にかかる経費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予
定であること。

（交付の申請）

第6条 地方就職支援金の交付申請をする者（以下「申請者」という。）は、鯖江市地方
就職学生支援事業における地方就職支援金交付申請兼実績報告書（様式第1号）、就職
先企業等による証明書（様式第2号）、卒業・修了証明書、就職活動等にかかる経費
（交通費）または移住にかかる経費（移転費）の領収書および本人確認書類に加え、前
条第1号および第2号の要件に該当することを証する書類を市長に提出しなければならない。

（交付決定等の通知）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付
することが適当と認める場合は、申請者に対して、必要な条件を付して速やかに鯖江市
地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付決定兼額の確定通知（様式第3号）
を通知する。

2 審査の結果、地方就職支援金の交付を不適当と認めるとき、または予算上の理由等に

より当該年度における地方就職支援金の交付をしないときは、補助金等不交付決定通知書(規則様式第4号の2)を申請者に通知する。

(地方就職支援金の交付方法)

第8条 前条第1項の規定による通知を受け取った者(以下「交付決定者」という。)が地方就職支援金の交付を受けようとするときは、鯖江市地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付請求書(様式第4号。以下「交付請求書」という。)を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付請求書を受理した場合は、当該交付請求書を受理した日から3月以内に地方就職支援金の交付を行う。

(報告および立入調査)

第9条 福井県知事および市長は、必要があると認めるときは、地方就職支援金の交付を受けた者に報告および立入調査を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、地方就職支援金の交付決定の全部または一部を取り消し、補助金等取消通知書(規則様式第14号)により通知する。

(1) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、地方就職支援金の交付決定の全額を取り消す。

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 申請日、転入日(申請時に既に本市に住所を有している場合は本市に転入した日をいう。以下同じ。)または要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年未満の間に本市から転出した場合

ウ 地方就職支援金の申請日から1年以内に就業(予定)証明書に記載の就職先へ就職を行わなかった場合

エ 地方就職支援金の申請日から1年以内に本市への転入を行わなかった場合。ただし、申請時に既に本市に住所を有している場合を除く。

オ 地方就職支援金の要件を満たす就職先を、就職日から1年以内に退職した場合。ただし、退職した日から起算して3月が経過する日の前日までの間に第5条第1項第2号アからエに該当する県内の別の企業に就職する場合は、この限りではない。

カ その他市長が不相当と認めた場合

(2) 申請日、転入日または要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から

3年以上5年以内の間に本市から転出した場合は、地方就職支援金の交付決定の半額を取り消す。

(地方就職支援金の返還)

第11条 市長は、地方就職支援金の交付決定を取り消した場合には、地方就職支援金の全額または半額の返還を請求する。ただし、雇用企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、福井県知事および市長が認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、福井県知事と市長が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月26日から施行する。